

講座Ⅱ 組合運営の基本2

④-2 不当労働行為 (手引き第2章-V)

1. 組織別の権能等まとめ

	国家公務員の 職員団体	地方公務員の 職員団体	(公務員の) 労働組合 (現業・公企)	混合組合 (非現業＋現業)	労連 (非現業＋現業 ＋公企等)	(民間の) 労働組合 (特別職非常勤 も)
根拠法	国公法	地公法	地公企労法 (→労組法)	地公法	憲法 (個別法はなし)	労組法
使用者の 交渉応諾義務	△ (登録団体のみ) (道義的責任のみ)	△ (登録団体のみ) (道義的責任のみ)	○ (登録不可・不要)	● (登録可)	● (登録不可・不要)	○ (登録不可・不要)
労働委員会制 度の活用	×	×	○	● (解釈による)	● (解釈による)	○
協約締結	×	×	○ (労働協約)	▲ (解釈による) (書面協定可)	▲ (解釈による)	○ (労働協約)
ストライキ	×	×	×	×	×	○
法人格の取得	法人各付与法	法人各付与法	労組法	法人格付与法		労組法

2. 一般職非現業職員と職員団体の団交拒否への対応と問題点

① 団交拒否に関する地公法上の取扱い

地公法には、

- 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等が交渉事項となること
 - 登録職員団体の適法な交渉申し入れに対し当局が「応ずべき地位」に立つこと
- 以上が明記(地公法55条)されているが、交渉拒否の救済制度については規定がない。

② 勤務条件に関する措置要求(地公法46条)

勤務条件に関する措置要求については、「職員が自らの勤務条件に関して適当な行政上の措置を人事委員会・公平委員会に求めることができる」とされている。

これは、職員のみが申し立てをできるものとされ、職員団体が当局に対して交渉に応じさせる旨の措置要求することは含まれていない(横浜市事件／東京高判昭55.3.26)とされている。

③ 不服申立制度(地公法49条)

不服申立制度についても、職員団体が申し立てすることはできず、また、当局側が既に行った処分
に対しての措置を申し立てるものであり、交渉拒否など現在進行形の事件には基本的に申し立てできない。

④ 裁判所への損害賠償請求や仮処分申立

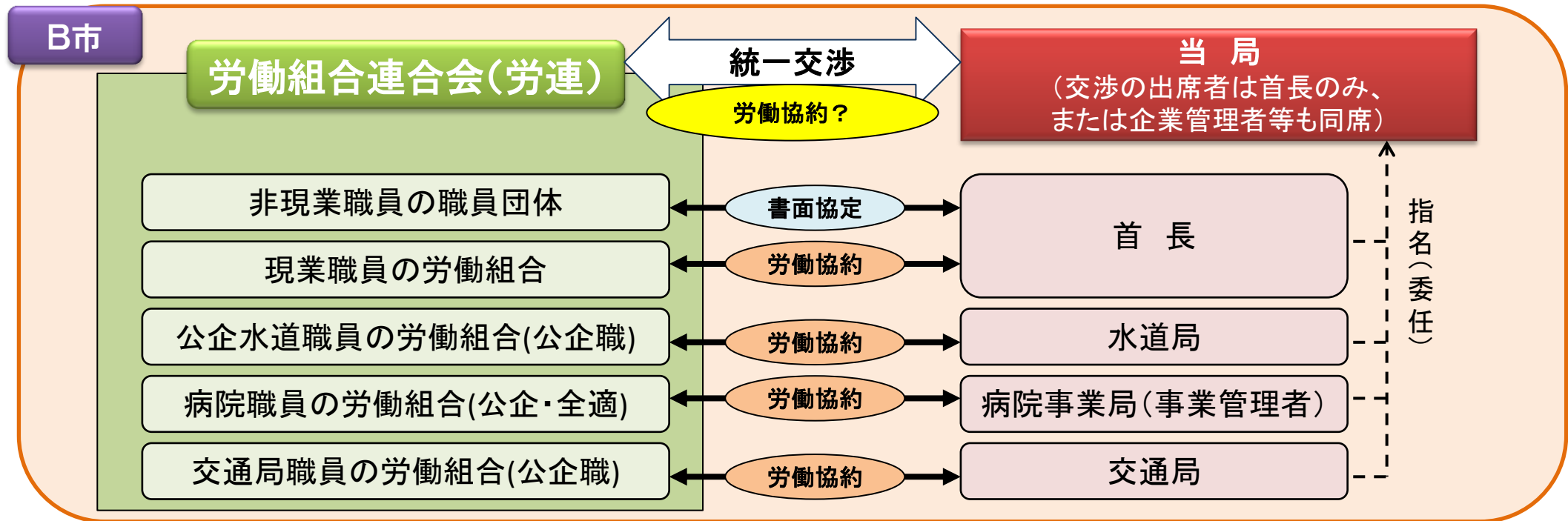
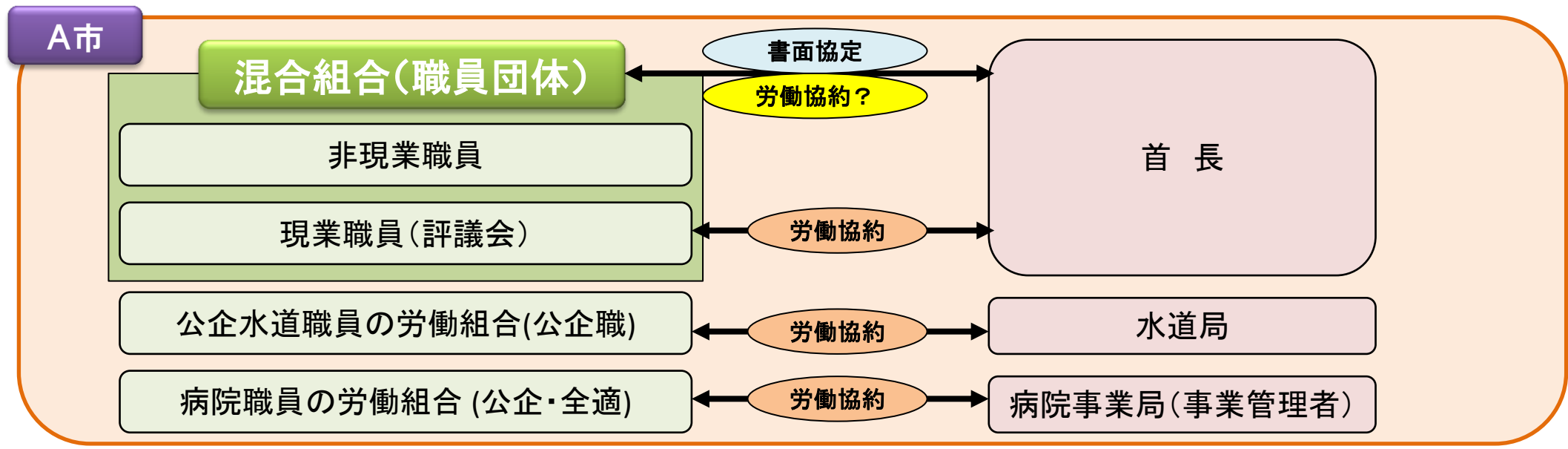
裁判所への損害賠償請求や仮処分の申し立てを行った事例はいくつかあるものの、職員団体側の請求を否定しているものがほとんど。

＜損害賠償を認めた事例＞

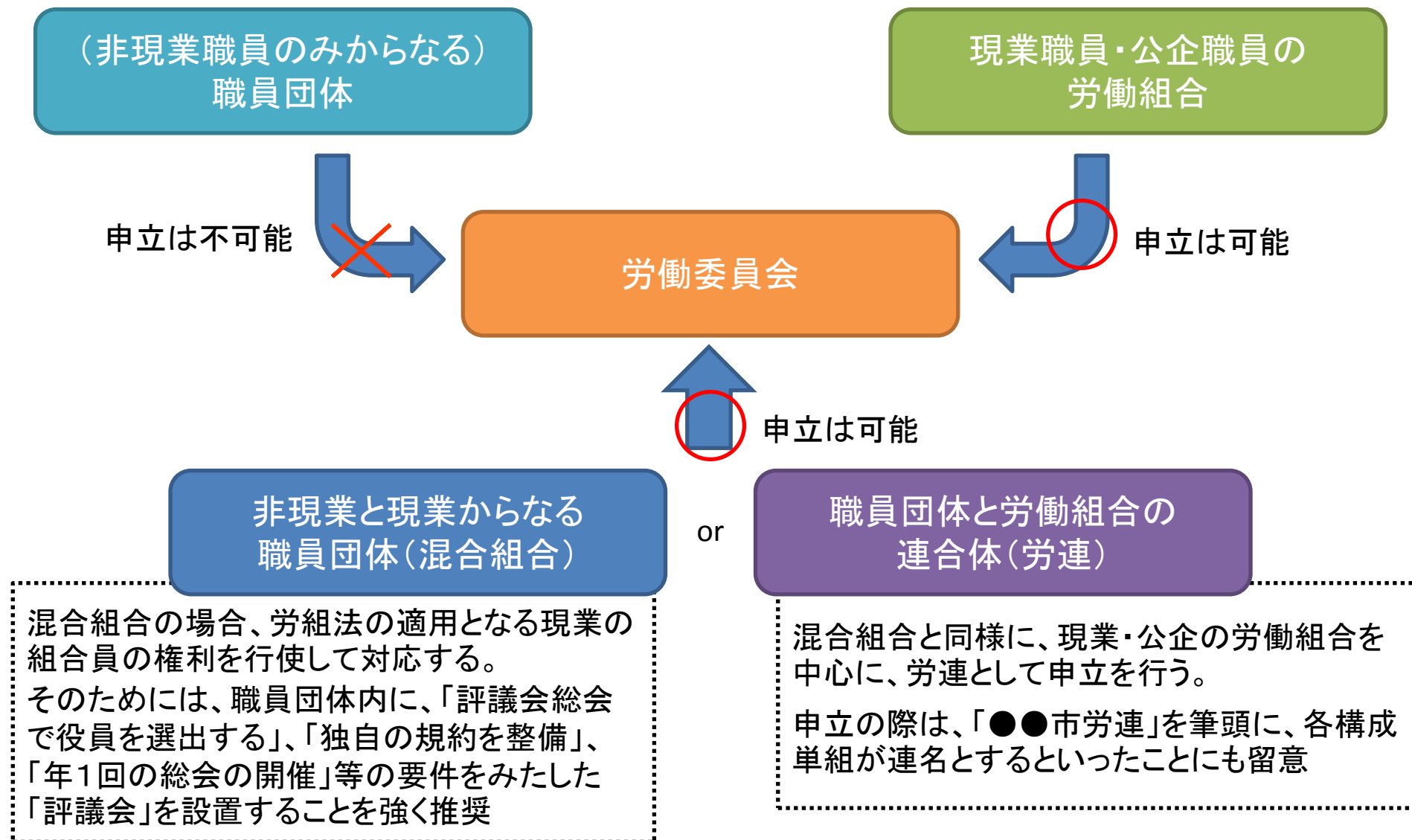
登録職員団体が複数あるとき、特別の理由なく片方の職員団体との交渉を行わない場合には、職員団体としての社会的評価と存在価値を著しく毀損し平等取り扱いの原則に反する

(兵庫県学校事務職員団交拒否事件/神戸地判1988.2.19)

3. 混合組合と労働組合連合(労連)の構成と交渉イメージ



4. 公務における不当労働行為への対応



5. 混合組合の不当労働行為事件に関する労働委員会・裁判所の判断事例

労働委員会の判断

※以下「地労委」とは2004年12月31日までの都道府県労働委員会の旧称「地方労働委員会」の略

南丹病院事件(中労委 1968.12.21決)

＜京都地労委の判断＞
「現業職員が職員団体に加盟している場合、労組法上の不利益取扱の救済の対象とならない」

⇒中労委の再審査において、**中労委は京都地労委の誤りをただし、混合組合もまた労組法上の労働組合としての法律上の地位を認める**

中労委は、以降もこの考え方を基本的に維持

- ◆労働委員会は、南丹病院事件以降、この中労委の判断を基本的には維持し、混合組合の労組法適格を認める場合が多い。
- ◆一方、裁判所判断は分かれており、必ずしも混合組合に労組法適格を認めているとは限らない。

裁判所の判断

道立釧路療養所事件(札幌高判 1981.9.29)

- ア)現業職員は比較的数が少なく、各所に散在して勤務するのが実情であって、現業職員のみが独自に労働組合を結成することは事実上困難
- イ)労働条件は他の一般職の地方公務員と同一時期に、これに準じるものとして決定されることから、混合組合を結成するのが常態

現業が当該職員団体の中でかりに少数にすぎなくても、救済申立の資格を有すると解するのが相当

帯広市職労事件(釧路地判1983.7.2)

混合組合である職員団体は、地公法上の職員団体であって、労働協約締結権を有しない

大阪教育合同労組事件(大阪高判2002.1.22)

- 混合組合の不当労働行為申立について…
- 不利益取扱(1号)
 - 報復的不利益取り扱い(4号)
- ⇒申立できる
- 団体交渉拒否(2号)
 - 支配介入(3号)
- ⇒申立できない

6. 公務における不当労働行為への対応(事例)

事例① 鹿島町不当労働行為取消請求事件

- 1996年3月、島根県鹿島町(現松江市)において、町職労(非現業・現業・公企の混合組合)と当局は、「町職員全体の増員」を合意、労働協約を締結
- その後、当局と議会は、(現業・公企職員とは労働協約の扱いとして暗示しつつも)「非現業職員の問題は労働協約ではないから守る必要はない」との立場をとる
- 町職労は、「現業・非現業の分断を許すな」を合言葉に地労委闘争を決意。県本部も拠点闘争に指定し県本部全体のたたかいにすることを決議
- 町職労は、地労委闘争に備えるため、全組合員を対象に学習と意思統一を行い、全組合員の9割が参加
- その後、自主交渉で協定書を締結し、それをもとにした地労委立ち合いによる和解協定書の締結(関与和解)で終結(協定書締結は1998年5月)

地労委闘争を幹部闘争ではなく大衆闘争として組織し、非現業職員の扱いも「過去の協約等」を遵守することを確認

事例② 大阪市における組合事務所使用不許可処分取消請求訴訟

- 2012年1月、大阪市は庁舎内に事務所を設置する各組合に対して、事務所の退去を一方的に通告
- これに対して組合側は、団交を申し入れるとともに、4月以降の「行政財産目的外使用許可申請」を行う
- 市当局は管理運営事項として団交を拒否し、「行政財産目的外使用許可」についても不許可とした
- 組合側はこのことについて、3月には「大阪市による労働組合への支配介入」を理由に、また翌4月には「市当局の交渉拒否」(2013.9.26救済命令⇒市は中労委再審査申立を表明)を理由に、府労委に不当労働行為救済を申立
- さらに大阪地裁に対して組合事務所使用不許可処分の取り消しを求めて提訴(現在係争中)

組合側は、市労連を筆頭に、市職労(職員団体)以外の労働組合連名で不当労働行為救済を申立てている

7. 大阪市での不当労働行為事件への対応(一部)

■職員アンケート問題(事件発生2012年2月9日)

①<労働委員会>

「組合活動に対する関与(1号・支配介入)」

2012年2月13日	市労連不当労働行為申立
2012年2月22日	府労委実行確保の措置決定
2013年3月25日	府労委救済命令
2013年4月8日	大阪市再審査申立
2014年夏(見込み)	中労委判断

②<裁判>

2012年4月24日	損害賠償請求訴訟提訴
------------	------------

■組合事務所使用不許可問題

①<労働委員会>

「便宜供与の一方的廃止(1号・支配介入)」

2012年1月30日	大阪市組合事務所退去通告
2012年3月16日	市労連不当労働行為申立
2014年2月20日	府労委救済命令
2014年2月28日	大阪市再審査申立

②<労働委員会>

「団交拒否(2号・団交拒否)」

2012年2月20日	大阪市団体交渉拒否
2012年4月6日	市労連不当労働行為申立
2013年9月26日	府労委救済命令
2013年10月10日	大阪市再審査申立

③<裁判>

2012年4月19日	行政訴訟提訴
------------	--------